

# 野田市高齢者住宅改造費 助成事業について

## ○事業の概要

野田市高齢者住宅改造費助成事業は、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けた方が、事前申請により、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険制度の限度額である20万円を超えた部分に係る改造費の一部（最高限度額30万円）を助成しようとする制度です。（介護保険の対象とならない部分の改造は助成の対象外です。）

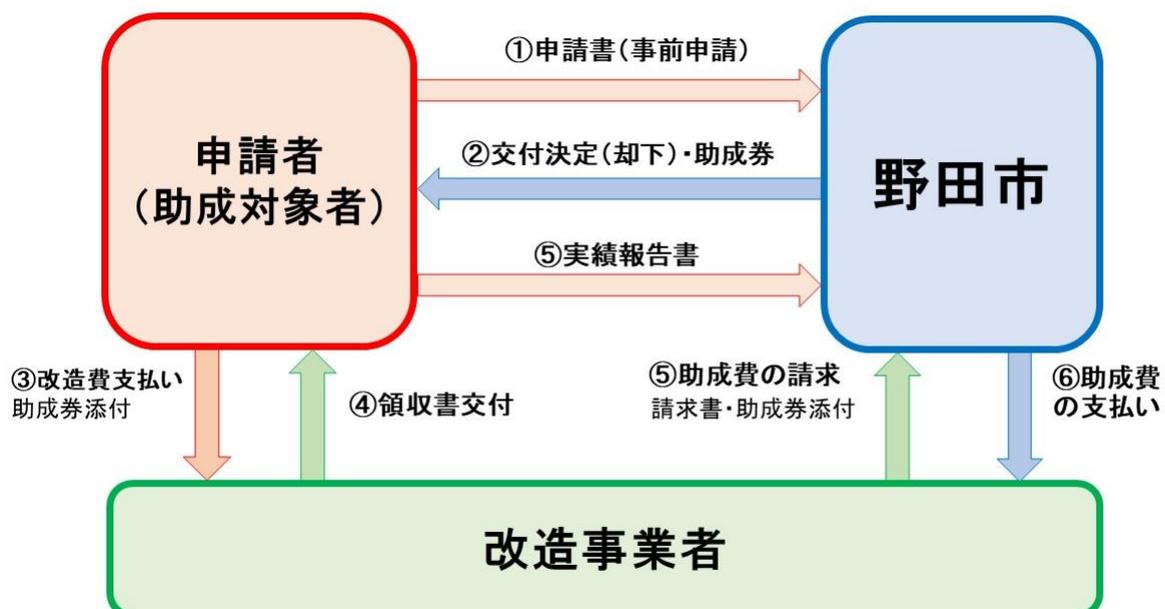
本事業は事前申請により助成対象者へ助成券を交付し、助成対象者から助成券を預かった改造工事業者が助成費を市へ請求するという手続きになります。

### ■助成対象者（下記のすべてに該当）

- ・介護保険法における要介護・要支援認定を受けている者
  - ・住宅を所有する者又は住宅所有者の改造の承諾を得た者
  - ・介護保険負担割合証の負担割合が1割又は2割である者
  - ・市税及び介護保険料を滞納していない者
- （生活保護費受給者は対象外となります）

### ■事業フロー及び注意点

高齢者住宅改造費助成事業も、工事着工前に必ず事前申請が必要になります。下記「フロー図」のとおり、市が発行する助成券により、最終的には改造事業者が市へ請求することになります。なお、やむを得ない事情がある場合を除き、本事業の助成対象者である場合には申請をしてください。



※工事内容に変更があった場合、変更申請が必要になりますので、市に御相談ください。

## ■助成率について

介護保険制度の限度額20万円を超えた部分に係わる改造費の助成率は、世帯の当該年度（4月から7月までの間にあっては前年度）の市町村民税の課税状況に応じた助成率になります。

- ・市町村民税非課税世帯の場合は助成対象経費の1/2
- ・市町村民税課税世帯の場合は助成対象経費の1/4

### 世帯の市町村民税課税、非課税の確認方法

野田市の介護保険料段階で確認することができます。

- ・第1段階から第3段階までは、市町村民税非課税世帯となります。
- ・第4段階以上は、市町村民税課税世帯となります。

注意：4月から7月までの申請は、前年度の介護保険料段階を確認します。

8月から3月までの申請は、当該年度の介護保険料段階を確認します。

例) 初めて住宅改修を行う利用者が、総額80万円の工事を行った場合

市町村民税 非課税世帯の場合 助成率2分の1		市町村民税 課税世帯の場合 助成率4分の1
30万円 (助成金額)	住宅改造費	15万円 (助成金額)
30万円 (自己負担額)		45万円 (自己負担額)
18万円 (保険給付額)	住宅改修費	18万円 (保険給付額)
2万円 (自己負担額)		2万円 (自己負担額)
80万円 (残高 0円)	合計	80万円 (残額 15万円)

※なお、本事業には介護保険住宅改修制度の支給限度基準額の例外（3段階リセット又は転居リセット）はありません。

## ■事前申請に必要なもの

1. 野田市高齢者住宅改造費助成申請書【様式集P 8】
2. 見積書・・・利用者宛、改造工事業者名記載
3. 住宅改造の内容を明らかにする図面
4. 図面改造前の日付入り写真
5. 介護保険負担割合証の写し
6. 市税に関する納税証明書
7. 介護保険料納付証明書
8. 住宅改造工事承諾書【様式集P 9】・・・自己所有者以外の住宅の場合  
(家族であっても必要。借家の場合は賃貸借契約書の写し)

※申請書添付書類のうち5～7の書類については、申請者の同意の下に市において確認することができる場合は、書類の添付を省略できます。

※申請書添付書類のうち2～4に関しては「介護保険の住宅改修についてP 10～13」を基に作成をしてください。

### ※住宅改造のみの申請の場合

住宅改修の事前申請に必要な「理由書」がないため、認定調査資料等を基に、介護保険の住宅改修の支給対象の判断をします。

心身状況など、ケアマネジャーに確認する場合があります。

## ■工事内容の審査及び送付書類について

(申請書提出後、2週間以内で介護支援課より以下の書類が助成対象者へ郵送されます。)

1. 野田市高齢者住宅改造費交付決定通知書【様式集P 10】
2. 野田市高齢者住宅改造費助成券【様式集P 11】
3. 高齢者住宅改造事業に係る助成費算定表【様式集P 12】  
(改造費用の助成額算定内容の内訳になります)
4. 野田市高齢者住宅改造費助成実績報告書【様式集P 13】

※却下の場合は、野田市高齢者住宅改造費助成却下通知書のみ送付されます。

決定通知日以降が工事着工日になります。

## ■工事完了後

助成対象者より、野田市高齢者住宅改造費助成券と、助成券の「助成対象者が支払うべき額」に記載されている金額を受領及び領収書（宛名は助成対象者）を発行した後に、介護支援課に助成券を添えて請求をしてください。

## ■事後申請に必要なもの

### ・助成対象者

1. 野田市高齢者住宅改造費助成実績報告書【様式集P13】
2. 助成対象者が負担した費用の領収書の写し
3. 住宅改造の後の写真（日付入り）・・・改造した箇所が確認できる事

### ・改造事業者

1. 野田市高齢者住宅改造費助成券【様式集P11】
2. 請求書【様式集P14】
  - ・請求書の様式は任意
  - ・請求書宛先は、「野田市長 鈴木 有」
  - ・事業者名及び会社印
  - ・代表者職氏名及び代表者印
  - ・工事明細等に、助成対象者の住宅改造費である旨記載
  - ・請求書の日付は書類提出日になります。
  - ・会社印、代表者印は省略できます。

※請求書提出日（不備等があった場合には、再提出日）から30日以内に野田市より支払われます。

## ■決定通知後に変更が生じた場合

工事内容に変更が生じた場合、変更申請が必要になります。

### ●必要書類（工事額の増減で提出書類が変わります）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 野田市高齢者住宅改造費助成変更申請書【様式集P15】</li><li>2. 野田市高齢者住宅改造費助成交付決定通知</li><li>3. 野田市高齢者住宅改造費助成券<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>工事箇所及び工事額が増加する場合</u><ol style="list-style-type: none"><li>4. 見積書・・・追加部分を含めた見積書（増額部分強調してください）</li><li>5. 図面・・・改造内容も確認できること</li><li>6. 改造前の日付入り写真・・・改造箇所がわかる事</li></ol></li><li>・ <u>工事箇所及び工事額が減少する場合</u><ol style="list-style-type: none"><li>4. 見積書・・・減額となる部分ができるように</li><li>5. 図面・・・変更となる部分に印を記載</li></ol></li></ul></li></ol> |
|--|

### ■変更内容の審査及び送付書類について

（申請書提出後、2週間以内に介護支援課より以下の書類が申請者へ郵送されます。）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 野田市高齢者住宅改造費変更交付決定通知書</li><li>2. 野田市高齢者住宅改造費変更助成券</li><li>3. 高齢者住宅改造事業に係る助成費算定表</li><li>4. 野田市高齢者住宅改造費助成実績報告書</li></ol> |
|---|

以降、工事完了の流れに同じです。なお、交付決定通知書等を紛失された場合は、介護支援課まで連絡してください。再交付し、助成対象者の住所に送付します。